

総合的な文化・スポーツ 行政の推進に関する方針

～文化・スポーツの一層の振興をめざして～

平成23年10月

北 海 道
北海道教育委員会

はじめに

文化やスポーツは、健全な精神や健全な肉体を育み、誰もがより豊かで充実した人生を送る上で欠かせないものであるとともに、人々の相互理解を促し、地域社会の活性化や再生にもつながるなど、健康で心豊かな活力ある社会の形成に重要な意義を有することから、知事と教育委員会ではこれまで連携・協力しながら、文化・スポーツ振興に取り組んできました。

知事においては、道民活動の振興の観点から、歴史や生活に根ざした文化的環境の整備や余暇活動の充実、プロスポーツへの支援などを行ってきました。

一方、教育委員会においては、文化・スポーツの人間形成に果たす役割に鑑み、教育活動の一環として、芸術文化活動の普及や文化財の保存・継承、スポーツ活動の参加機会の充実などに取り組んできました。

また、青少年の健全育成や成人の学習機会の充実などを目的とした社会教育の領域においても、文化・スポーツ活動が広く行われているところです。

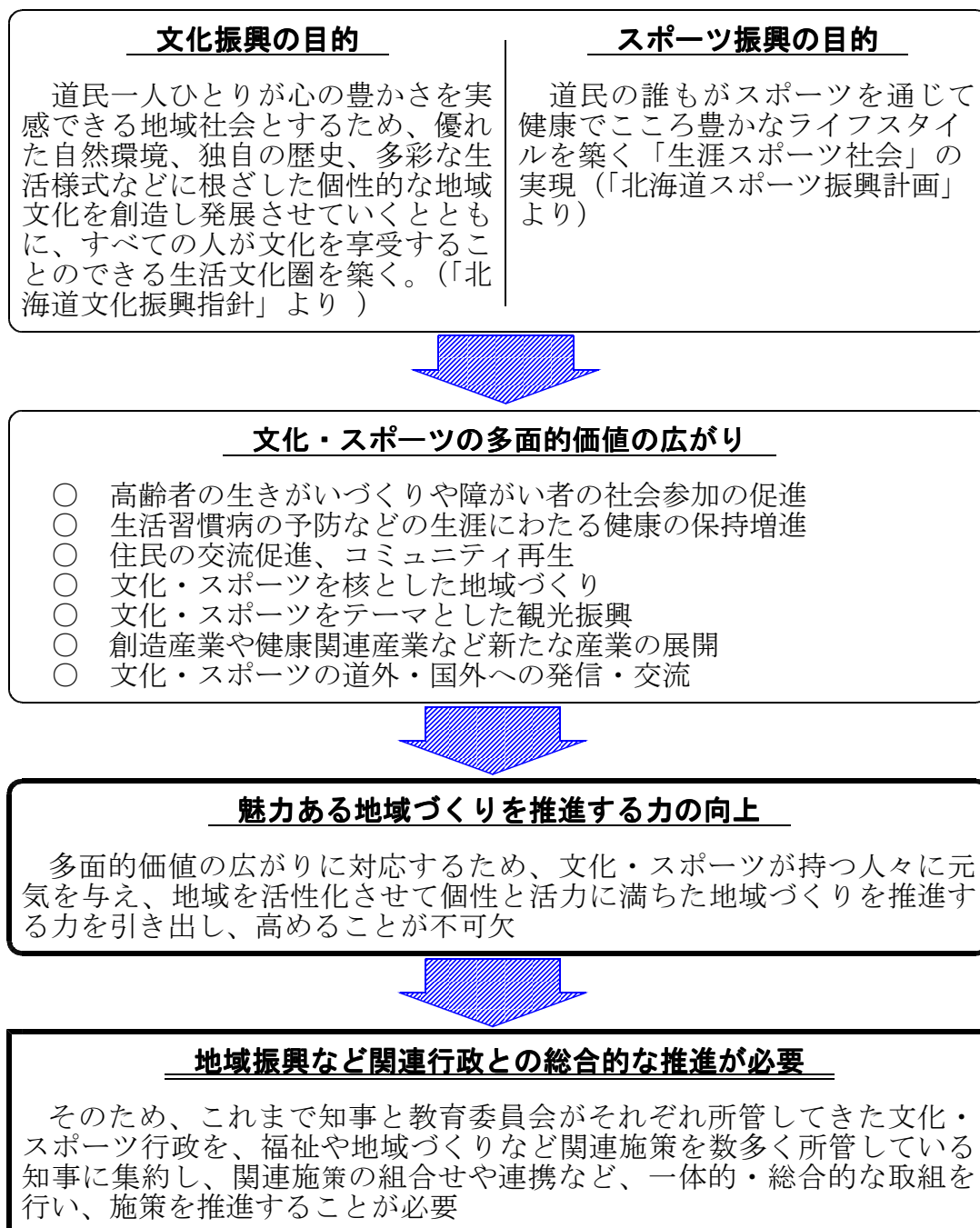
近年、価値観の多様化や、少子高齢化の進行、余暇時間の増加や健康志向の高まりなどにより、道内各地で文化・スポーツをテーマとした地域活性化の取組が進められており、道民の文化やスポーツに対するニーズはますます高まっています。

道では、こうした本道の文化・スポーツを取り巻く環境の変化に対応し、文化・スポーツのより一層の振興を図っていくため、知事と教育委員会が分掌している文化・スポーツ行政の総合的な推進のあり方などについて検討を行ってきたところです。

この検討結果をもって、道議会への報告、関係審議会への諮問、関係団体等への説明・意見聴取、パブリックコメント（道民意見提出手続）を実施し、様々なご意見をいただいたところであり、この度、これらの意見を踏まえ、総合的な文化・スポーツ行政の推進に関する方針を取りまとめました。

第1 総合的な文化・スポーツ行政の必要性

文化・スポーツは、健全な精神や健全な肉体を育み、心の豊かさや、生きる喜びをもたらすとともに、「する」「みる」「ささえる」などの多様なかかわり方を通じて、青少年育成、福祉や健康づくり、地域づくり、観光振興、さらには経済活性化などに大きな役割を果たすことが期待されている。また、先人が築き引き継がれてきた本道の文化・スポーツの歴史や伝統を貴重な財産として守り、育てていく取組を継承しながら、文化・スポーツのより一層の振興を図り、その意義を活力ある社会の構築に最大限に活かしていくことが必要。

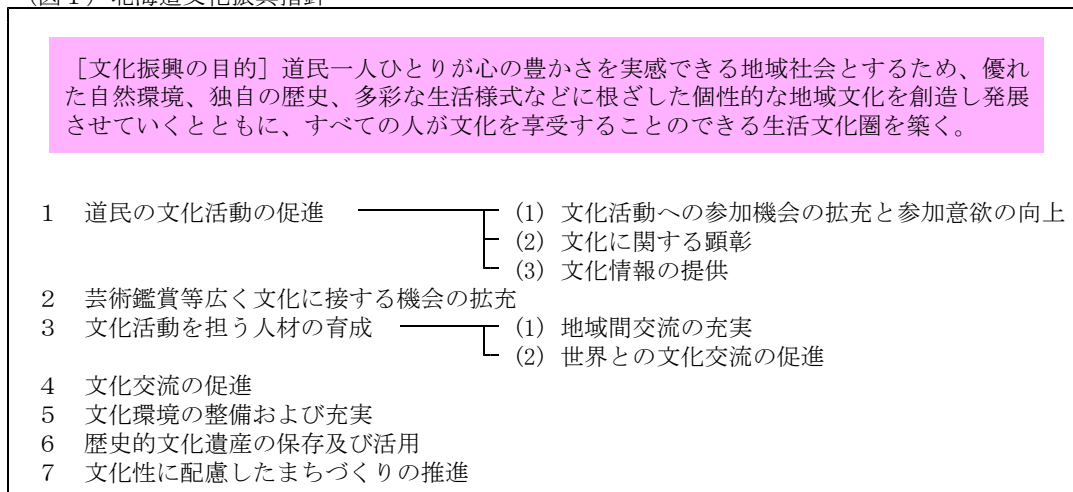


第2 道における文化・スポーツ行政の現状と課題

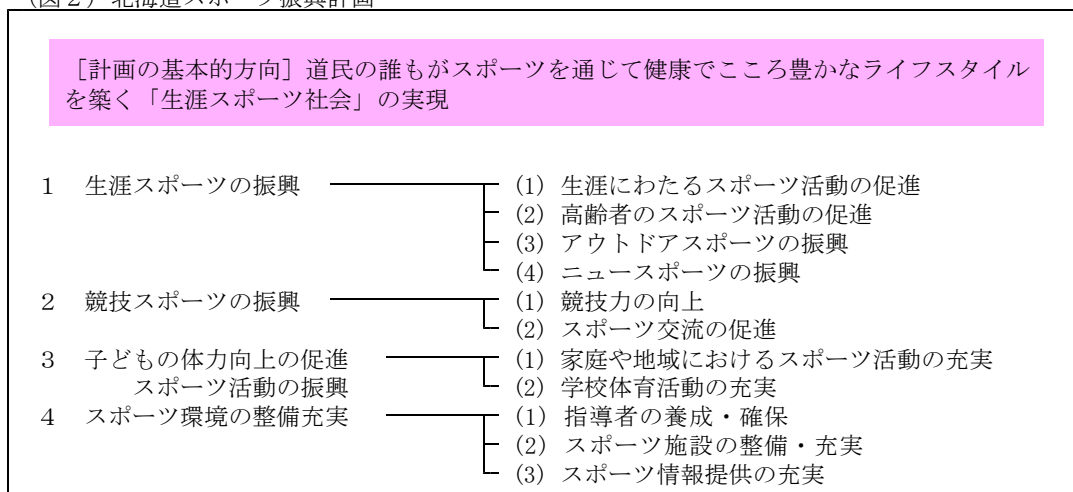
1 現状

- (1) 文化・スポーツ行政は、知事と教育委員会が事務を分掌し、「北海道文化振興指針」（知事策定）及び「北海道スポーツ振興計画」（北海道教育委員会策定）に基づく施策を連携・協力しながら推進している。
- (2) 「北海道生涯学習推進基本構想」、「スポーツ北海道宣言」及び「北海道文化振興指針」の策定や、国体実行委員会会長及び生涯学習推進本部長への就任など、知事が文化・スポーツや生涯学習などにも積極的に参画し、役割を分担している。
また、市町村では、まちづくりの一環として文化・スポーツに関する事業を首長部局が実施するところも多くみられる。

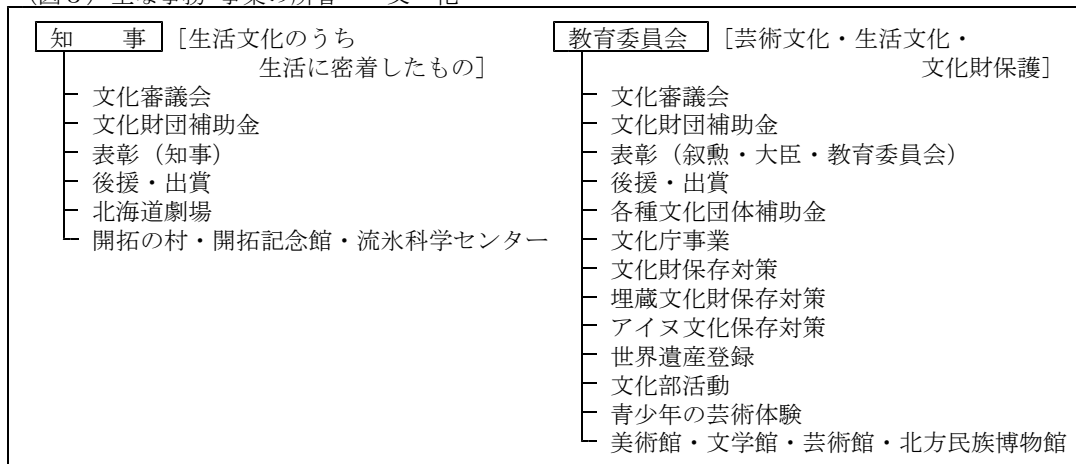
(図1) 北海道文化振興指針



(図2) 北海道スポーツ振興計画

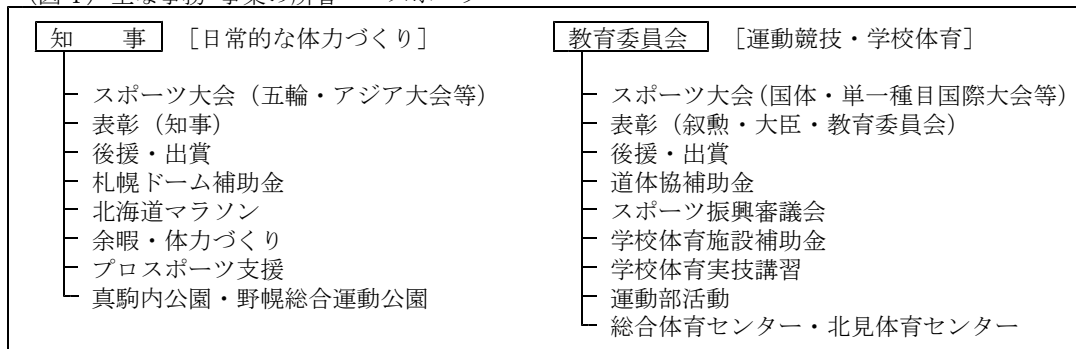


(図3) 主な事務・事業の所管 文化



※ この事務・事業のほか、教育委員会においては、教育的配慮の下、社会教育主事の専門性を活かした指導助言を行っている。

(図4) 主な事務・事業の所管 スポーツ



※ この事務・事業のほか、教育委員会においては、教育的配慮の下、社会教育主事の専門性を活かした指導助言を行っている。

2 課題

- (1) 生活文化と芸術文化が一体不可分であることなどを踏まえ、生活文化(知事)と芸術文化(教育委員会)、プロスポーツ(知事)とアマチュアスポーツ(教育委員会)などの類似する事務・事業や、文化審議会、文化財団補助金、後援・出賞、表彰など知事と教育委員会の双方が所管する事務・事業について、総合的・一体的に推進していく必要がある。
- (2) 文化・スポーツに関する施策とこれと関連する地域づくり、観光、福祉や健康づくりなどの施策との組合せや連携について、総合的に企画調整する機能を充実する必要がある。
- (3) 道民の文化・スポーツ活動への支援、市町村が推進する文化・スポーツに関する施策への支援や情報提供の窓口について、より明確で分かりやすいものとする必要がある。
- (4) 知事と教育委員会がそれぞれ所管している道立施設や、限られた行政資源の有効活用を図る必要がある。
また、道民への対応窓口をワンストップ化(一本化)する必要がある。

第3 総合的な文化・スポーツ行政の推進

1 事務・事業の一元化

文化・スポーツに関する事務・事業を知事に一元化し、効果的・効率的な行政執行体制を整備し、道民の文化・スポーツ活動への支援や、市町村の推進する文化・スポーツに関する施策への支援の窓口をワンストップ化（一本化）する。

(1) 条例制定による原則移管

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づく条例を制定し、教育委員会の事務のうち、次のものを除き知事に移管する。

- ア 法律で除外する「学校における体育」「文化財の保護」
- イ 学校教育活動と一体不可分のもの

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）
- 二 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）

(2) 文化・スポーツ関連施設の取扱

ア 文化施設

教育委員会が所管している美術館（近代美術館、旭川美術館、函館美術館、帯広美術館）、文学館、釧路芸術館及び北方民族博物館の7館については博物館法に定める登録博物館であり、教育的配慮の下、資料の収集保存、調査研究などの活動を行う必要があることから、社会教育機関として、引き続き教育委員会が所管する。

なお、これらの施設については、国における法改正の動向を見極めた上で、所管のあり方について別途検討する。

(参考) 社会教育法

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館（※登録博物館）は、社会教育のための機関とする。

(参考) 博物館法

(所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

イ スポーツ施設

総合的なスポーツの振興を図るため、教育委員会が所管している総合体育センター及び北見体育センターについては、生涯スポーツや競技スポーツの活動拠点として、知事が所管するスポーツ施設と一体的に活用し更に道民に親しまれる施設となるよう、知事に移管する。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(3) 社会教育行政と文化・スポーツ行政の関係

社会教育行政については、文化・スポーツ行政の一元化に当たってその役割や所掌範囲に変更を生じるものではなく、教育委員会が引き続き所管する。

また、教育委員会は、一元化後も社会教育主事の専門性を活かした、文化・スポーツに関する指導助言などを行い、引き続き、社会教育行政の一環として文化・スポーツの振興を下支えしていく。

(4) 表彰・後援等の取扱

① 表彰の取扱

ア 教育委員会の「北海道文化賞・北海道文化奨励賞」及び「北海道スポーツ賞・北海道スポーツ奨励賞」は知事に移管する。

イ 教育委員会の「北海道スポーツ特別賞」は移管し、知事の「栄誉賞」と重複するため統合する。

② 後援・出賞の取扱

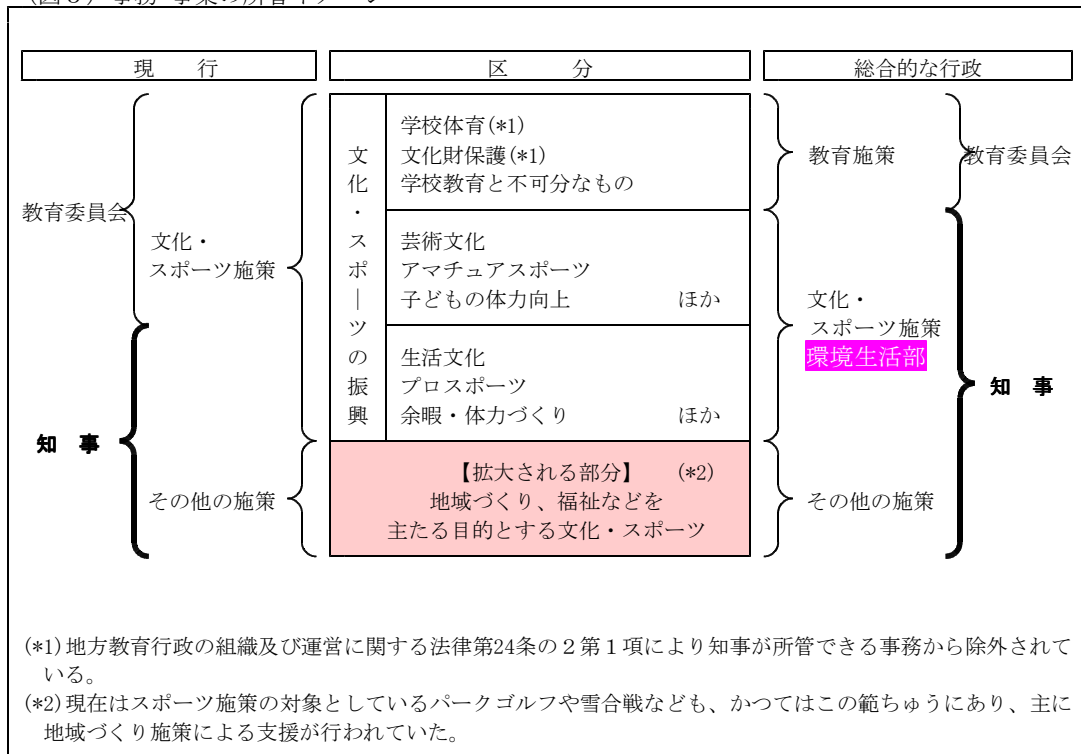
文化・スポーツの普及・振興を目的とする後援・出賞については、教育委員会の事務を移管し、知事に集約する。

ただし、教育的な観点から教育委員会が後援・出賞の必要があると判断したものはこの限りではない。

(5) 縄文世界遺産登録に向けた取組

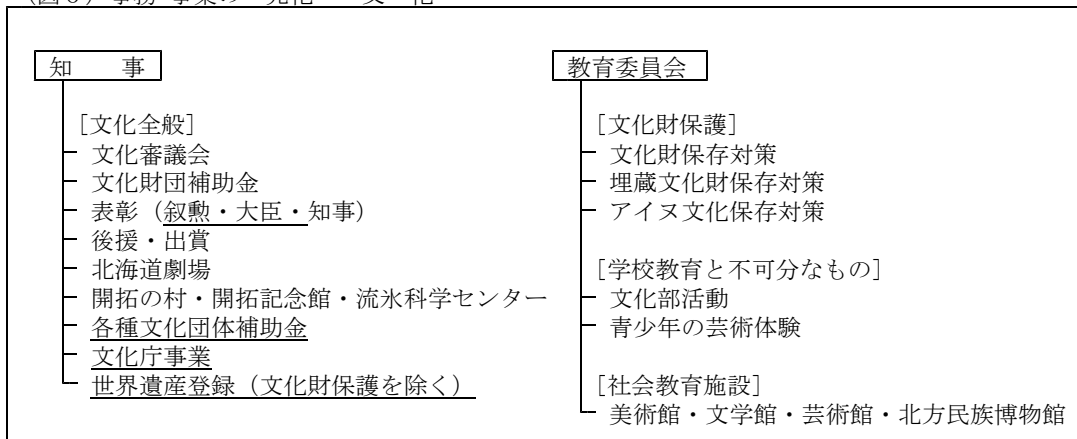
これまで知事と教育委員会がそれぞれ役割分担のもとに連携しながら、北東北三県と協力して進めてきた「縄文遺産」の世界遺産への登録を目指す取組は、幅広い道民運動として充実を図ることが重要であることから、知事において一元的に推進する。

(図5) 事務・事業の所管イメージ



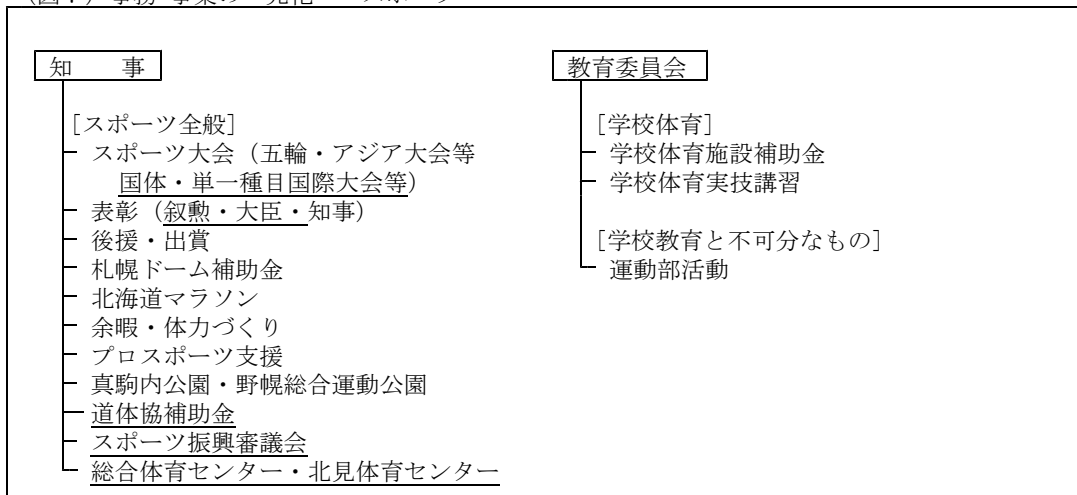
※ 社会教育行政については、文化・スポーツ行政の一元化に当たってその役割や所掌範囲に変更を生じるものではなく、教育委員会が引き続き所管する。

(図6) 事務・事業の一元化 文化



※ 社会教育主事の専門性を活かした文化・スポーツに関する指導助言については、一元化後も引き続き行う。

(図7) 事務・事業の一元化 スポーツ



※ 社会教育主事の専門性を活かした文化・スポーツに関する指導助言については、一元化後も引き続き行う。

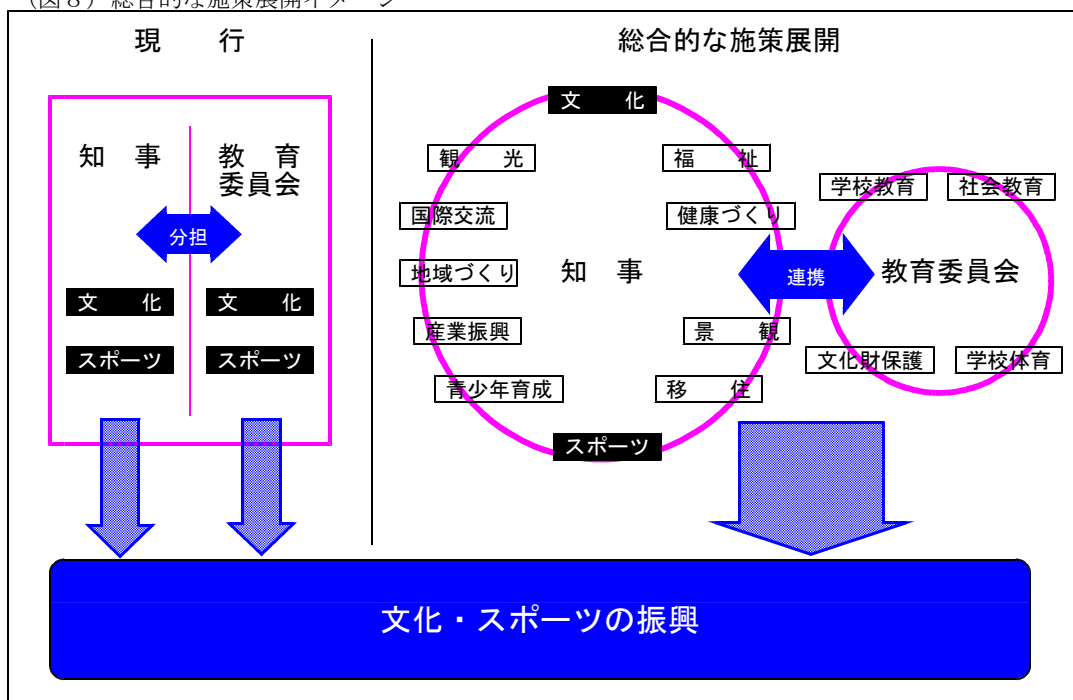
2 総合的な施策展開

歴史や風土に育まれてきた暮らしや文化遺産を継承しながら、北海道らしい文化・スポーツを育むとともに、道民の多様なニーズに応えられるよう、知事と教育委員会がそれぞれ所管している事務・事業を知事に一元化し、文化・スポーツの振興に向けた総合的な施策展開を図る。

施策の展開に当たり、本庁においては知事部局と教育庁が、また、地域においては総合振興局・振興局と教育局が「文化・スポーツ行政連携推進会議（仮称）」を設置し、調整・協議を行いながら総合的・効果的に推進する。

- (1) 引き続き「北海道文化振興指針」及び「北海道スポーツ振興計画」に基づき施策の推進を図る。
- (2) 文化・スポーツが教育と深く係わるものであることを踏まえ、教育的観点を維持しながら、教育委員会が推進してきた施策の継続性に配慮して施策を展開する。
- (3) 文化・スポーツの多面的価値の広がりに対応するため、各部局の多様な分野と連携した取組の充実を図る。
- (4) 魅力ある地域づくりを推進するため、市町村や関係団体と連携した取組の充実を図る。
- (5) 一元化の効果を具体的に道民が実感できるような施策展開を図る。

(図8) 総合的な施策展開イメージ



第4 総合的な文化・スポーツ行政の効果

先人が築き、引き継がれてきた本道の文化・スポーツの歴史や伝統を貴重な財産として守り、育てていく取組を継承しながら、文化・スポーツのより一層の振興を図る。

- 1 文化・スポーツと他分野の施策連携の相乗効果による地域課題や道民ニーズに即した機動的な取組が促進される。

政策の方向

- 青少年健全育成、高齢者の生きがい創出、障がい者の社会参加、地域活性化、観光振興、国際交流など地域の課題やニーズに対する一体的な取組促進
- 参加機会拡大による文化水準、競技力の向上

《政策》 メディア関係者が集う日中韓の国際会議の開催や、ソウルマラソンと北海道マラソンの提携など、文化・スポーツにおける新たな切り口の交流を深化

《政策》 全道各地域で様々な演奏会や舞台芸術を鑑賞する機会を創出するほか、アーティストをめざす若者たちのためのワークショップやオープンラボの開催を促進

《政策》 北海道マラソンの規模拡大や国際化、パークゴルフなど北海道生まれのスポーツの国際大会開催を通じて、道民のスポーツへの興味と参加の機運を高め、「スポーツ王国北海道」を一層推進

- 2 市町村や関係団体からの要望に対する幅広く総合的な対応が促進される。

政策の方向

- ハード・ソフト両方の施策を活用した、複数部署にまたがる市町村の取組に対する総合的な支援の充実

《政策》 馬、炭鉱、鉄、にしん漁、開拓など産業・歴史に基づく文化、北海道遺産に登録された文化遺産など、地域の文化力を活かして進める地域づくりを支援

《政策》 冬季アジアスポーツ大会(2017年)の開催に取り組む地元自治体や団体の取組を支援

3 執行機関の一元化による効果的・効率的な対応が促進される。

政策の方向

- 窓口のワンストップ化（一本化）による道民への効果的な情報提供
- 芸術文化と生活文化両方の性格を持つ事案に対する一体的取組促進
- 施設間の相互連携や人材・ノウハウ等資源の共有促進
- 相談・申請窓口のワンストップサービス（様々な手続を一度に行えること）の実現による利便性の向上
- プロスポーツとアマチュアスポーツの交流や施策の連携を通じた競技人口の拡大や競技レベルの向上

《政策》 文化・スポーツ振興施策を総合的に実施するため、「縄文世界遺産推進室」を設置するなど、関係する行政部門を一元化

《政策》 トップアスリートやスポーツ巡回指導員の支援を得て、子どもたちがスポーツの楽しさ魅力を体験する機会を拡大

4 経済団体や産業団体など、幅広い協力関係の構築が促進される。

政策の方向

- 対外折衝の一層の円滑化
- 民間資金の導入・民間団体等との協働などの一層の促進や、大会等参加者の増加
- NPOや企業など文化・スポーツ関係団体にとどまらない多様な主体との連携・協働による事業展開やネットワークの構築
- スケールメリットを活かした効果的なPRや情報発信

《政策》 北の大地に生きるアーティスト、すばらしい芸術作品などを紹介するアートマップを作成し、アトリエや美術館、コンサートなどを巡るアートツーリズムを展開

《政策》 知床自然遺産に続き、文化遺産「北の縄文」の世界遺産登録をめざし、道民会議を設置し、オール北海道での運動を積極的に展開

第5 総合的な文化・スポーツ行政への移行時期

平成24年4月

第6 先行して取組むこと

1 各種大会の誘致等

本道の文化・スポーツの振興を図るうえで大きな意義のある大会については、知事が中心となり適切なタイミングを捉えて積極的に誘致していく。

- (1) 2011 NHK杯国際フィギュアスケート競技会札幌開催の働きかけ
- (2) 2011 北海道マラソンと2011 ソウルマラソンとの交流
- (3) 2017 冬季アジアスポーツ大会札幌・帯広開催への支援

2 北海道博物館基本計画の推進

北海道博物館の内容等を広く道民に周知し、利用の促進と道民参加の促進を図る。

- (1) 北海道博物館の周知を目的とするシンポジウムの開催
- (2) 道内博物館とのネットワークの構築

3 縄文世界遺産登録の推進

- (1) 専掌組織として縄文世界遺産推進室の設置

資 料 編

検討の経過

- 平成19年 6 月 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第97号）」制定（平成20年 4 月 施行）

※ 教育に関する事務のうち文化・スポーツ事務を知事が管理・執行できることとなった。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（職務権限の特例）

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

- 平成19年 8 月 法改正を踏まえ、知事部局と教育庁で検討を開始
- 平成22年 9 月 「総合的な文化・スポーツ行政の推進体制の整備に関する方針（素案）」とりまとめ
北海道議会環境生活委員会及び文教委員会に報告
北海道文化審議会及び北海道スポーツ振興審議会に諮問
- 平成22年10～11月 市町村、市町村教育委員会、関係団体への説明会を開催
- 平成23年 4 月 北海道社会教育委員の会議からの建議
- 平成23年 5 月 北海道文化審議会及び北海道スポーツ振興審議会答申
- 平成23年 8 月 「総合的な文化・スポーツ行政の推進に関する方針（案）」とりまとめ
- 平成23年 9 月 北海道議会環境生活委員会及び文教委員会に報告
パブリックコメント（道民意見提出手続）を実施

審議会への諮問・答申

1 北海道文化審議会

平成22年9月15日開催の北海道文化審議会において、知事及び北海道教育委員会委員長から諮問。北海道文化審議会は、7名の委員と1名のオブザーバーからなる「文化行政推進体制のあり方検討小委員会」を設置して審議することを決定。小委員会は5回にわたり審議を行い、平成23年5月23日開催の北海道文化審議会に答申案を報告し、了承を得る。

平成23年5月27日、北海道文化審議会会長から知事及び北海道教育委員会委員長へ答申。

(参考) 諮問

道文第 1146 号
教文ス第 1609 号
平成22年 9月15日

北海道文化審議会会長 臼井栄三様

北海道知事 高橋はるみ
北海道教育委員会委員長 神谷奈保子

総合的な文化・スポーツ行政の推進体制の整備の在り方について（諮問）

近年、価値観の多様化や、少子高齢化の進行、余暇時間の増加や健康志向の高まりなどにより、道内各地で文化・スポーツをテーマとした地域活性化の取組が進められており、道民の文化やスポーツに対するニーズはますます高まっています。

道では、こうした本道の文化・スポーツを取り巻く環境の変化に対応し、文化・スポーツのより一層の振興を図っていくため、知事と教育委員会が分掌している文化・スポーツ行政の推進体制について、知事部局と教育庁との間で検討を行っており、このたび、別添素案のとおり基本的な考え方をまとめたところです。

つきましては、北海道におけるこれからの総合的な文化行政の推進体制の整備の在り方について、貴審議会の御意見を賜りたく、北海道文化振興条例第18条第1項の規定に基づき、諮問します。

(環境生活部くらし安全局道民活動文化振興課)
(教育庁生涯学習推進局文化・スポーツ課)

(参考) 答申

平成23年5月27日

北海道知事 高橋はるみ 様
北海道教育委員会委員長 神谷奈保子 様

北海道文化審議会会長 臼井栄三

総合的な文化・スポーツ行政の推進体制の整備の在り方について（答申）

平成22年9月15日付け道文第1146号及び教文ス第1609号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり答申します。

記

1 文化・スポーツの意義

この度の諮問に当って示された「総合的な文化・スポーツ行政の推進体制の整備に関する方針（素案）」（以下「素案」という。）については、全体に流れる論調として、多面的価値と言いながら「人々に元気を与え」「地域を活性化させて」という即物的・効果的側面が強くなっている。しかし、文化活動とは、人間固有の内的な精神や身体が本能的に持っている自己表現の発露であって、結果的に人を励まし喜びや感動を与えたとしても、それは文化活動の目的そのものではない。

行政に求められる役割は、そのような文化活動を側面から支えることであり、今日まで積み重ねられてきた歴史的文化遺産を尊重し、その保全と次世代への継承に力を尽くすことにある。今回の素案には、そのような歴史的文化遺産としての位置づけの弱さがあげられる。

これについては、北海道文化振興指針の第3章の3に「文化活動を担う人材の育成」があげられており、また6では「歴史的文化遺産の保存及び活用」があげられている。

この北海道文化振興指針に基づき、「歴史的文化遺産の継承と専門家の育成にも力を注ぐこと」が付け加えられるべきである。

また、文化・スポーツの意義において「文化力・スポーツ力の向上が必要」とあるが、この「文化力・スポーツ力」を「人々に元気を与え、地域を活性化させて魅力ある地域づくりを推進する力」と定義している。とりわけ「文化力」というのはその効用にのみ価値を見だし、皮相的に捉えていると言わざるをえない。文化における根元的な表現活動を、「どれだけの人に感動を与えたか」というような数値化につながる「文化力」という安易な表現にすることは適切とは思えない。これは素案全体に対して言えることである。

その他「文化・スポーツの多面的価値の広がり」への対応として、北海道の文化の道外・国外への発信・交流の推進という視点を加えるべきである。

2 道における文化・スポーツ行政の現状と課題

(2) 課題

アにおける生活文化（知事）と芸術文化（道教委）については、文化をこの両面に分けることに本来疑問があるが、それを「総合的・一体的に推進していく」ためには、そもそも生活の中に芸術を生かし、芸術は又生活を映し出すという両者一体不可分のものであるという認識が必要である。

3 総合的な行政の推進体制の整備による文化・スポーツの一層の振興

(1) 事務・事業の一元化

社会教育については、引き続き教育委員会の所管であることを明確に示すとともに、事務・事業の実施に当たっては、市町村等が混乱しないよう配慮する必要がある。

美術館等については、博物館法の趣旨を尊重し、引き続き登録博物館として北海道教育委員会が所管すべきである。もし万一、登録博物館から外れる場合には、道民のチェック機能を持った第三者機関の設置が不可欠である。

(2) 総合調整機能

一元化される組織の構築については、道民の文化活動の多様なニーズに十分応えられる体制とすべきである。

(3) 総合的な施策の展開

「ウ 魅力ある地域づくりを推進するため、市町村や関係団体と連携した取組の充実を図る。」とあるが、地域で育まれてきた生活・産業・歴史などを継承する姿勢が大切であることも加えて明記すべきである。

(4) 総合的な施策の展開による効果

「大規模スポーツ大会の戦略的誘致」に加えて、全国的な文化イベントの誘致を望む。その機会を通して北海道の文化を総合的に道外に発信するなど、一元化のメリットを実感できるような取組を検討すべきである。

2 北海道スポーツ振興審議会

平成22年9月15日、北海道教育委員会委員長から北海道スポーツ振興審議会に諮問。平成23年5月25日開催の北海道スポーツ振興審議会において答申案をとりまとめ、同日北海道スポーツ振興審議会会長から北海道教育委員会委員長へ答申。

(参考) 諮問

教文ス第1609号
平成22年9月15日

北海道スポーツ振興審議会会長 霜 觸 寛 様

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

総合的な文化・スポーツ行政の推進体制の整備の在り方について（諮問）

近年、価値観の多様化や、少子高齢化の進行、余暇時間の増加や健康志向の高まりなどにより、道内各地で文化・スポーツをテーマとした地域活性化の取組が進められており、道民の文化やスポーツに対するニーズはますます高まっています。

道では、こうした本道の文化・スポーツを取り巻く環境の変化に対応し、文化・スポーツのより一層の振興を図っていくため、知事と教育委員会が分掌している文化・スポーツ行政の推進体制について、知事部局と教育庁との間で検討を行っており、このたび、別添素案のとおり基本的な考え方をまとめたところです。

つきましては、北海道におけるこれからの総合的なスポーツ行政の推進体制の整備の在り方について、貴審議会の御意見を賜りたく、スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき、諮問します。

(生涯学習推進局文化・スポーツ課)

(参考) 答申

平成22年9月15日付け教文ス第1609号で諮問のありました総合的な文化・スポーツ行政の推進体制の整備のあり方について審議の結果、次のとおり答申します。

記

総合的なスポーツ行政の推進体制の整備に当たっては、次の点に特に配慮すること。

- 1 道民の誰もがスポーツを通じて健康でこころ豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、「第二次北海道スポーツ振興計画」に基づく施策を推進し、北海道におけるスポーツ振興が一層図られるよう、必要な組織の整備、人員配置、予算措置を行うこと。
- 2 市町村で行われているスポーツ振興は、ほとんどが教育委員会で所管しており、特に教育局の社会教育主事が担っている専門性を活用しながら推進される場合が多いことから、市町村との連携に支障が生じない体制とするとともに、引き続き、社会教育主事の指導・助言を受けられるよう必要な配慮を行うこと。
- 3 道立総合体育センター、道立北見体育センターは、生涯スポーツや競技スポーツの振興のための活動拠点であることから、今後、一層道民に親しまれる施設としてさらなる活用を図っていくこと。
- 4 急速に少子・高齢社会に移行する今日、スポーツの振興を図り活力ある地域づくりを推進するため、幅広い分野の施策との連携を図るとともに、民間との協働による取組を進めること。また、これまでの教育的観点を維持しながら、道教委が行ってきた施策の継続性に十分配慮すること。

平成23年5月25日

北海道教育委員会委員長 神谷奈保子 様

北海道スポーツ振興審議会会長 霜觸 寛

知事公約 (抜粋)

私が思い描く「ほっかいどう未来図」

< 次代へ引き継ぐ環境・文化 >

>> 語り継がれる独自の歴史文化

- ◇ 縄文からアイヌ文化、ジオパークなどの独自の歴史的遺産を持つ北海道が、地球・生命・人類の歩みを探求し、語り継ぐ場として高く評価されています。

>> 自然・風土に根ざしたライフスタイル

- ◇ 食やアートなど地域に根ざした文化が花開き、魅力あるライフスタイルが国内外からの憧れの的となり、地域に活力をもたらしています。

II 北海道未来図への「5つの戦略」

3 北海道グローバル・ネットワーク戦略

人やモノの流れが飛躍的に拡大する21世紀の大交流時代。
地域（ローカル）に根ざし、世界（グローバル）に目を向ける「グローカル」の視点に立って、東アジアをはじめ世界各国との交通、情報そして人材の幅広いネットワークを築きます。

03 友好の蓄積を活かした日・中・韓など「多地域間交流」を深化します。

- ・ メディア関係者が集う日中韓の国際会議の開催や、ソウルマラソンと北海道マラソンの提携など、文化・スポーツにおける新たな切り口の交流を深化

5 文化力・北海道ウェイ戦略

「文化力」こそ豊かさの象徴であり、地域を変えるエネルギー。
北海道にしかない歴史をはじめ、全道各地に根付いている芸術やライフスタイル。
これら有形・無形の財産に光を当て、地域づくり、北海道づくりの推進力としていきます。

01 自然と共生する英知を伝える価値あるアイヌ文化・縄文文化を大きく発信します。

- ・ 先住民族であるアイヌの人々に関する政策を国全体で進めるための新法制定や、民族共生の象徴空間の整備、アイヌの日の制定などの実現に向けた取組を推進
- ・ 知床自然遺産に続き、文化遺産「北の縄文」の世界遺産登録をめざし、道民会議を設置し、オール北海道での運動を積極的に展開

02 歴史を見つめ後世につなぐ「北海道150記念事業」を実施します。

- ・ 北海道150年に向け、開拓以前からの歴史や文化遺産を保存・伝承し、道内外に発信する中核施設「北海道博物館」を開設
- ・ 道民共有の貴重な財産「赤れんが庁舎」を改修し、コンサートや展覧会、企画展など北海道の文化発信拠点として活用

平成23年3月 「新生北海道オンリーワン戦略」高橋はるみ【私の政策】

03 上質な暮らしと旅！「北海道ウェイ・オブ・ライフ」を展開します。

- ・ 新鮮な野菜や魚介、ワインに地酒。地産池消の宿やレストラン。美しい風景の中で地域ならではの食や魅力ある人々とその生き方に出会う多様なツーリズムを展開
- ・ 北の大地に生きるアーティスト、素晴らしい芸術作品などを紹介するアートマップを作成し、アトリエや美術館、コンサートなどを巡るアートツーリズムを展開

04 感動と興奮！「スポーツ王国北海道」をめざす取組を進めます。

- ・ 北海道マラソンの規模拡大や国際化、パークゴルフなど北海道生まれのスポーツの国際大会開催を通じて、道民のスポーツへの興味と参加の機運を高め、「スポーツ王国北海道」を一層推進
- ・ トップアスリートやスポーツ巡回指導員の支援を得て、子どもたちがスポーツの楽しさ魅力を体験する機会を拡大
- ・ 冬季アジアスポーツ大会(2017年)の開催に取り組む地元自治体や団体の取組を支援

05 文化、スポーツ関連施策を総合的に推進する道の体制を整備します。

- ・ 文化・スポーツ振興施策を総合的に実施するため、「縄文世界遺産推進室」を設置するなど、関係する行政部門を一元化

着実に進める政策リスト

1 経済・産業・雇用

2. 北海道観光の新展開

- ◎ 北の台地に生きるアーティスト、すばらしい芸術作品などを紹介するアートマップを作成し、アトリエや美術館、コンサートなどを巡るアートツーリズムを展開

3. 経済・文化等の国際交流の深化

- ◎ メディア関係者が集う日中韓の国際会議の開催や、ソウルマラソンと北海道マラソンの提携など、文化・スポーツにおける新たな切り口の交流を深化

3 環境・エネルギー

2. 自然環境の保全と共生

- 人と地球の歩みを学び、次の世代へと語り継ぐため、ジオパークの取組や札幌大等での人類史研究を促進

6 文化・スポーツ

1. 北海道文化の振興と継承

- ◎ 先住民族であるアイヌの人々に関する政策を国全体で進めるための新法制定や、民族共生の象徴空間の整備、アイヌの日の制定などの実現に向けた取組を推進
- ◎ 知床自然遺産に続き、文化遺産「北の縄文」の世界遺産登録をめざし、道民会議を設置し、オール北海道での運動を積極的に展開
- ◎ 北海道150年に向け、開拓以前からの歴史や文化遺産を保存・伝承し、道内外に発信する中核施設「北海道博物館」を開設
- ◎ 道民共有の貴重な財産「赤れんが庁舎」を改修し、コンサートや展覧会、企画展など北海道の文化発信拠点として活用
- 全道各地域で様々な演奏会や舞台芸術を鑑賞する機会を創出するほか、アーティストをめざす若者たちのためのワークショップやオープンラボの開催を促進
- 馬、炭鉱、鉄、にしん漁、開拓など産業・歴史に基づく文化、北海道遺産に登録された文化遺産など、地域の文化力を活かして進める地域づくりを支援
- ◎ 文化・スポーツ振興施策を総合的に実施するため、「縄文世界遺産推進室」を設置するなど、関係する行政部門を一元化

平成23年 3月 「新生北海道オンリーワン戦略」高橋はるみ【私の政策】

2. 北海道らしいスポーツの振興

- ◎ 北海道マラソンの規模拡大や国際化、パークゴルフなど北海道生まれのスポーツの国際大会開催を通じて、道民のスポーツへの興味と参加の機運を高め、「スポーツ王国北海道」を一層推進
- ◎ トップアスリートやスポーツ巡回指導員の支援を得て、子どもたちがスポーツの楽しさ魅力を体験する機会を拡大
- ◎ 冬季アジアスポーツ大会(2017年)の開催に取り組む地元自治体や団体の取組を支援
- 国内外の大規模なスポーツ大会への子どもたちの参加や、アスリートが指導者として競技を続けられる環境づくりの運動を展開

注)「◎」の政策は、本編にも記載しているものです。

主な成果指標

教育／文化／スポーツ

○総合型地域スポーツクラブ設置市町村	44市町村 (2009年度)	→ 全市町村
○道立美術館・芸術館等の入館者数	610,612人 (2009年度)	→ 70万人
○ジュニア期からの一貫指導体制整備された競技団体	65.1% (2009年度)	→ 70%

他府県の先進的な取組

兼六園周辺文化施設の活性化（石川県）

- ミュージアムウィークの開催
エリア内の文化施設が連携し、期間中の各館独自の特別事業、企画展示に加え、誘客 促進を図るため、野外ステージイベント、コンサート、飲食・歴史体験ブース、講演会、食談など多彩な催しを集中的に開催
- 伝統芸能鑑賞券付文化施設共通利用券の発行
本物志向のニーズに応え、鑑賞機会の少ない金沢芸妓の踊り鑑賞や太鼓体験ができる「伝統芸能鑑賞会」の入場券と兼六園周辺文化施設鑑賞パスポート（周辺文化施設5館 共通入場券）をセット券として発行

文化ベンチャーコンペティション（京都府）

- 募集対象
 - (1) 文化資源や文化芸術の力を活用したビジネスモデル・ビジネスアイデアで、社会に対して新しい文化的インパクトを与えるもの
 - (2) 幅広く文化を対象とし、「伝統的文化」から「新たなライフスタイルの提案」まで、心豊かでより質の高い生活に寄与するもの
- 部門
 - (1) 文化ビジネスモデル部門
起業を目的とし、起業内容（事業計画）が具体化されているもの、または具体化しようとしているもの
 - (2) 文化ビジネスアイデア部門
具体的な事業計画までは至っていない、または自ら起業までは目的としないが、新規性及び独自性の高いアイデアであるもの
- 賞・特典等
 - (1) 文化による起業を支援する「文化ベンチャーネットワーク」（文化芸術、経済、大学、NPO等幅広い分野の関係者で構成）の様々なサポートや人脈により、起業の実現を支援
 - (2) 京都府知事賞受賞者には、京都府の起業支援メニューを活用して、優先的に支援（京都府内で事業を行う場合に限り）
 - (3) 各賞において助成金、副賞金・品を贈呈

活力ある社会をつくる人づくり（広島県）

- 文化・芸術活動の振興
 - (1) 新たなひろしま文化の創造に向けた「けんみん文化祭」（県民の文化活動の発表・鑑賞・活動・交流の場として）の開催
 - (2) 広島県の“魅力”としての「文化」を発掘し、県内外にインターネットにより発信
- 優れた文化・芸術に親しむ環境づくり
 - (1) 優れた文化・芸術の鑑賞機会の提供
 - ・県立文化施設における良質な常設展・企画展の開催
 - ・広島交響楽団への支援
 - ・児童生徒の県立文化施設の活用促進～子ども博物館教室などの子ども向けイベント、美術学芸員による学校での美術作品鑑賞教室の実施
 - (2) 文化財の保存・活用の推進
 - ・国・県指定文化財の計画的・継続的な保存修理の実施と活用の推進
 - ・文化財の公開～県内の文化財情報を分かりやすく発信

教育委員会の事務・事業

政策評価 整理番号	事務・事業	事業概要	移管可否
1210100	北方民族博物館管理運営費	当該施設の維持運営及び事業を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる経費	移管しない (社会教育)
12110200	各種表彰経費(北海道文化賞)	北海道文化賞贈呈式等に係る事務	移管
12110300	北海道文化財団補助金	北海道文化財団に対する補助事務	移管
12110400	文化団体活動費補助金	北海道文化団体協議会が行う事業に対する補助	移管
12110500	青少年芸術劇場費	本物の舞台体験事業(文化庁事業)及び北海道巡回小劇場に係る事務	移管しない (学校教育)
12110600	芸術文化活動費補助金	札幌交響楽団に対する補助	移管
12110700	パシフィック・ミュージックフェスティバル開催事業費補助金	パシフィック・ミュージックフェスティバル開催に対する補助	移管
12110800	児童生徒文化活動奨励事業費	全国高等学校文化祭の参加補助	移管しない (学校教育)
12110900	高等学校文化活動推進費	文科系部活動の外部指導者派遣事業	移管しない (学校教育)
12111000	美術館関連経費	道立美術館5館の管理・事業費等	移管しない (社会教育)
12111100	文学館管理運営費	文学館の管理・事業費等	移管しない (社会教育)
12111200	釧路芸術館管理運営費	釧路芸術館の管理・事業費等	移管しない (社会教育)
12111300	美術館非常勤職員報酬	美術館等の非常勤職員に係る経費	移管しない (社会教育)
12111400	各種審議会運営(道立美術館協議会)	各美術館審議会に係る経費	移管しない (社会教育)
12111599	各種審議会運営(北海道文化審議会)	北海道文化賞選出のために開催する北海道文化審議会に係る業務	移管
12111799	著作権思想普及に関する事務	著作権制度に関する相談等の事務	移管
12111899	芸術文化事業の後援等に関する事務	芸術文化関係の後援名義使用承認等の事務	移管
12111999	文化庁主催の文化事業に関する事務	文化庁委嘱事業等の文化事業に関する事務	移管

政策評価 整理番号	事務事業名	事業概要	移管可否
12112100	北海道スポーツ振興審議会	北海道スポーツ振興審議会に関する事務	移管
12112200	北海道スポーツ賞等の 顕彰事務	スポーツの振興に寄与した者及びスポーツで優秀な成績を収めた者を「北海道スポーツ賞」として顕彰する事業	移管
12112500	国民体育大会派遣費	(財)北海道体育協会が行う国民体育大会への北海道選手団派遣事業に対する補助事業	移管
12112600	スポーツ競技力向上推進費	(財)北海道体育協会が実施する選手強化事業等に対する補助事業	移管
12112700	スポーツ団体活動費補助金	本道スポーツの振興と指導者の養成を図るため、(財)北海道体育協会が行う事業に対する補助事業	移管
12112800	みんなのスポーツ推進費	地域スポーツの普及・振興を図るため、指導者養成など各種事業を実施する事業	移管
12112900	広域スポーツセンター事業費	広域スポーツセンター機能の充実を図り、地域における総合型地域スポーツクラブの育成等を通じて、道民が生涯にわたって、身近にスポーツに親しむ環境整備を進める事業	移管
12113000	道立体育センター維持管理費	道立総合体育センター、北見体育センターの効率的運営を図るため、指定管理者へ負担金を支出する事業	移管
12113299	スポーツ施設整備に関する事務	学校体育施設に関する国の補助金・交付金に関する事務、施設に関する調査事務	移管しない (学校教育)
12113399	体力・運動能力調査に関する事務	体力・運動能力調査(児童生徒にかかる分を除く。)に関する事務	移管
12113499	スポーツ大会等の後援名義使用承認、役員委嘱等に関する事務	スポーツ大会等の後援名義使用承認、役員委嘱等に関する事務	移管
12113599	スポーツ情報の収集・提供等に関する事務	スポーツ情報の収集・提供等に関する事務(スポーツリーダーバンクを含む)	移管
12113699	大会、団体等に対する補助等に関する事務	スポーツ大会補助に関する事務、(財)北海道体育協会への指導等に関する事務	移管
12115600	広域拠点スポーツ施設整備費補助金	広域拠点スポーツ施設(釧路市)に対する支援	移管
12113800	文化財保護対策費(指定文化財管理事業費)	文化財保護法に基づき、文化財の保存・活用を図るための事業	移管しない (文化財保護)
12113900	文化財保存対策費(遺跡埋蔵文化財保存対策費)	文化財保護法に基づき、土木工事等に対する文化財保護上の必要な指示を行うための埋蔵文化財包蔵地の調査を行うための事業	移管しない (文化財保護)
12114000	文化財保存対策費(未指定文化財保存対策費)	未指定の文化財の指定の価値評価の調査を行うための事業	移管しない (文化財保護)

政策評価 整理番号	事務事業名	事業概要	移管可否
12114100	文化財保存対策費(刀剣登録審査費)	銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、文化財に準ずる価値のある刀剣類等を保護するための審査登録を行うための事業	移管しない (文化財保護)
12114200	文化財保存対策費(アイヌ民俗文化財調査費)	アイヌ民族技術及びユカラを記録保存し、アイヌ民族文化財の保存・活用を図るための事業	移管しない (文化財保護)
12114300	文化財保存対策費(アイヌ民俗文化財保存伝承活動事業費)	アイヌの生活用語や伝統的な風俗習慣、民俗芸能の保存伝承活動を行い、アイヌ文化の保存伝承を図るための事業	移管しない (文化財保護)
12114400	文化財保存対策費(アイヌ民俗文化財専門職員等研修費)	アイヌ民族文化財業務に携わる専門職員等を対象に行う資質向上及び養成のための研修事業	移管しない (文化財保護)
12114500	文化財保存対策費(アイヌ文化祭開催費補助金)	アイヌ文化を国民に紹介し、正しい理解を深めるための文化祭開催に対する補助金	移管しない (文化財保護)
12114600	文化財保存対策費(アイヌ語指導者研修会開催費補助金)	アイヌ語指導者の資質向上と後継者養成のための研修会開催に対する補助金	移管しない (文化財保護)
12114700	文化財保存対策費(許認可事務等市町村交付金)	道指定文化財の軽微な現状変更等許可事務を行った市町村に交付するための交付金	移管しない (文化財保護)
12114800	文化施設管理費(北海道埋蔵文化財センター維持管理費)	埋蔵文化財の調査研究を行い、保存・活用を図り、道民の理解を深めるための道立埋蔵文化財センター維持管理に要する負担金	移管しない (文化財保護)
12114900	社会教育振興費(文化財保護活動費補助金)	文化財に対する道民の理解を深め、普及啓発事業や、顕彰事業、情報発信等の事業実施に対する補助金	移管しない (文化財保護)
12115000	大会補助金(北海道犬展覧会)	天然記念物北海道犬の資質向上及び系統維持等のための展覧会等開催に対する補助金	移管しない (文化財保護)
12115100	義務的経費(北海道文化財保護審議会)	北海道文化財保護審議会に関する事務	移管しない (文化財保護)
12115200	庁舎等維持費(埋蔵文化財情報システム維持管理費)	埋蔵文化財包蔵地に関する情報をインターネットを通じて公表し、道民に周知するための維持管理費	移管しない (文化財保護)
12115399	世界遺産登録へ向けた取組の推進	国指定史跡の縄文遺跡群や大規模竪穴住居跡群の世界文化遺産への登録へ向けた取組の推進	移管 (文化財保護を除く。)
12115499	文化財に親しむ機会の提供と情報の発信	文化財を学校教育や社会教育の場において活用する機会や、子どもたちや地域の人々が文化財に親しむ機会を提供するとともに、文化財に関する多様な情報の発信の取組	移管しない (文化財保護)
12115900	文化財保存対策費(道指定文化財等保存整備費補助金)	道指定文化財及び個人・法人所有の国指定文化財の保存・活用を図るための保存整備用事業に対する補助金	移管しない (文化財保護)

政策評価 整理番号	事務事業名	事業概要	移管可否
——	文化・スポーツ振興に 関する指導助言	少年スポーツ団体の育成に関する指導助言、体 育指導委員との協働・連携など、社会教育主事 の専門性を活用して行う指導助言	移管しない (社会教育)